電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　６　年　８　月　５　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

別の電力会社に切り替える際に気を付けるポイント
【注意喚起】

電力の小売自由化により、契約できる電力会社を選択することができるようになりました。現在契約している電力会社から別の電力会社に切り替える際に、気をつけるべきポイントをお知らせします。

１．電力会社の切替えに必要な事項について

電力会社を切り替えたい時は、切替先の電力会社への申込みをすることになります。切替えには、①現在契約している電力会社名、②現在の電力会社のお客様番号、③供給地点特定番号（２２桁）、④切替え希望日、⑤本人確認書類などが必要です。

（参考）資源エネルギー庁関連ページ

「現在契約している電力会社名」とは、原則として「小売電気事業者の名称」であり、取次事業者や媒介事業者ではないため、注意しましょう。間違えると、申込み不備となります。

不明な場合は、契約時の書類のほか、毎月届く検針票（電気ご使用量のお知らせ）又は請求書などでの確認が可能です。これらはメールやＬＩＮＥで届く場合もあります。なお、自ら小売電気事業者となっている事業者が、別の小売電気事業者の取次事業者となっている場合もあるため、不明な場合は契約先にお問い合わせください。

（参考）小売電気事業者一覧

確認例１（検針票）

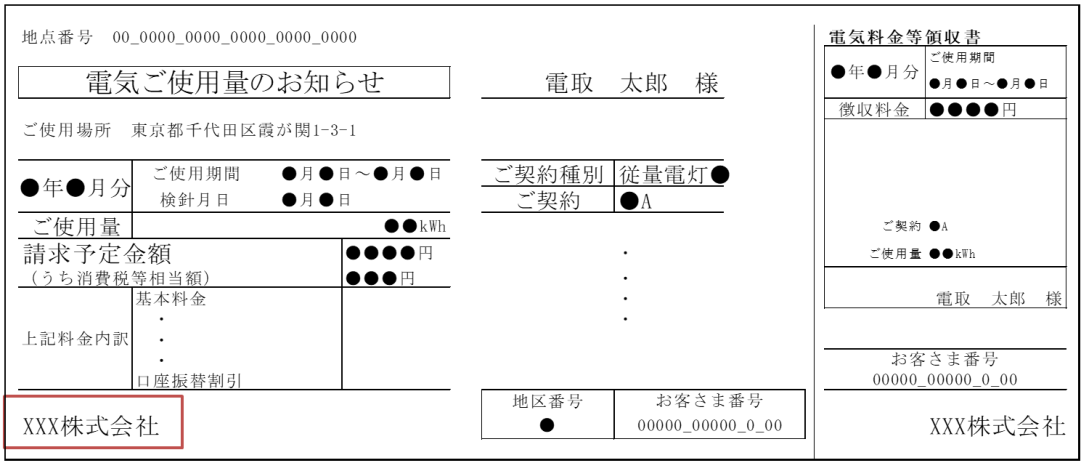

小売電気事業者名称

確認例２（検針はがき）

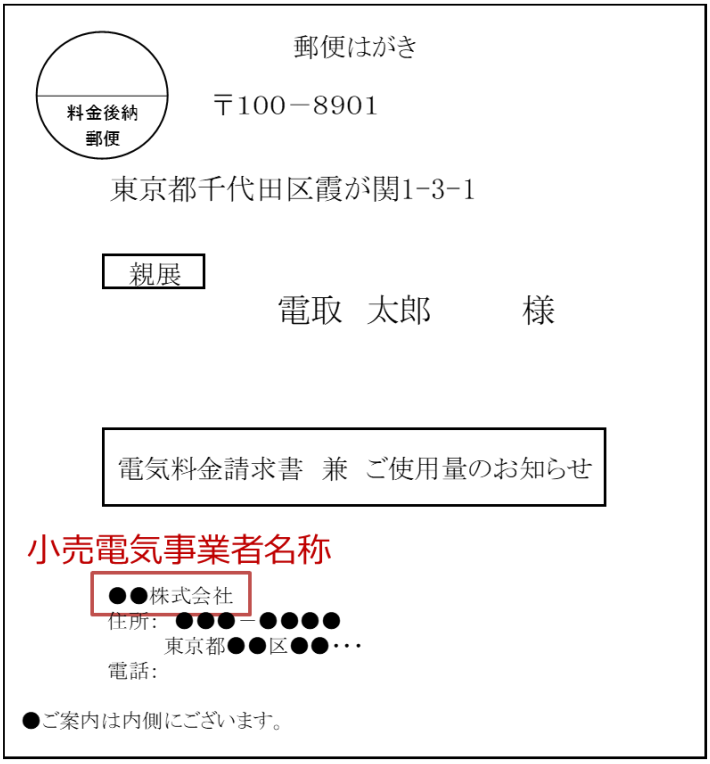

2. 困った時の相談先

契約内容に関する相談は、契約先の電力会社にお願いします。

電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（０３－３５０１－５７２５）にお問い合わせください。ただし、当窓口では、相談者と事業者との間でのあっせん・仲裁は行っておりません。

（参考）電力・ガス取引監視等委員会相談窓口

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力･ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　下津
担当者：小松、古田、中村、野崎
電　話　：03-3501-1552（直通）